

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
「地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
交付申請日から1年以上継続して、高根沢町に居住する意思について （在学中の場合は、高根沢町地方就職支援金交付要綱第4条第2号の就業に関する要件を満たす企業等に就業し、かつ、転入の日（住民票を移さず転出をしていた場合は就業開始日）から1年以上継続して居住する意思について）	A. 意思がある	B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、栃木県及び高根沢町から調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 次の（1）から（5）までのいずれかに該当する場合において、高根沢町地方就職支援金交付要綱第8条の規定による支援金の返還の請求があったときは、当該支援金の全額を返還します。
 - （1）虚偽の申請であること、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
 - （2）（在学中に交通費を申請する場合）支援金の交付申請日から1年以内に高根沢町地方就職支援金交付要綱第4条第2号の就業に関する要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
 - （3）（在学中に交通費を申請する場合）支援金の交付申請日から1年以内に高根沢町に転入をしなかった場合（住民票を移さず転出をしていた場合であって、交付申請日において既に高根沢町に住民票がある場合を除く。）
 - （4）就業開始日から1年以内に高根沢町地方就職支援金交付要綱第4条第2号の就業に関する要件を満たす職を辞した場合（退職日から3か月以内に当該要件を満たす栃木県内の別の企業等に就業する場合を除く。）
 - （5）高根沢町への転入をした日から1年以内に高根沢町から転出をした場合（住民基本台帳法第24条の規定による届出をせず転出していた者については、高根沢町地方就職支援金交付要綱第4条第2号の就業に関する要件を満たす就業先への就業開始日又は支援金の交付申請日のいずれか遅い日から1年以内に高根沢町から転出した場合）
- 3 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことを誓約します。

地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

高根沢町は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び高根沢町個人情報保護法施行条例（令和5年高根沢町条例第7号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、高根沢町は、当該個人情報について、栃木県又は他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、栃木県、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。